平成 23 年度第 2 回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成 2 3	年 5月31日(火)	
招集場所	天塩町役	法場 3階委員会室	
	開会	平成23年 5月31日(火) 午前10時	00分
開閉日時	議長	会長 笠 井 守	
及び宣告	閉 会	平成23年 5月31日(火) 午前10時	50分
	議長	会長 笠 井 守	
	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	\circ
応召招集委員	2	利 木 正 春	\circ
及び出席委員	3	鈴木忠和	\circ
並びに欠席委	4	鹿 野 誠 一	\circ
員	5	山 本 俊 栄	\circ
	6	佐 藤 博 幸	\circ
出席 9名	7	奥 山 稔	\circ
欠席 2名	8	長 能 光 博	\circ
	9	後藤忍	
(凡例)	1 0	宍 戸 栄 一	•
○出席	1 1	笠 井 守	0
● 欠席			
議事録署名委員		議席番号 2番 利 木 正 春	
		3番 鈴木忠和	
職務のため議場に出席		W The let E I VIII A I	
した者の職氏名		総務係長杉澤公也	
		総務係主査岩で、英の樹	

平成23年度第2回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただいまの出席委員は、 9 名であります。定足数に達しております ので、ただいまから平成23年度第2回天塩町農業委員会総会を開催しま
- 議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

2番 利 木 正 春 君

3番 鈴 木 忠 和 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありま せんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画 書の決定について」を議題とします。

当該案件については、賃借権設定と所有権移転の案件がありますが一括 で審議を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。

事務局より内容の説明を求めます。

事稿 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18 条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申しあげます。 まず、賃貸借の案件より利用権設定総括表をご覧ください。

1件目 から に賃貸借するものです。

2件目ですが、 、 の共有地を に賃貸借するもの です。

これらの案件は、新規の案件となっております。

続きまして、所有権移転の案件ですが、所有権移転総括表をご覧くださ い。1件目は、 から に移転するものです。2件目は、

> から に移転するものです。3件目は、

蜂須賀俊光に移転するものです。 4 件目は、 から に移転 するものです。5件目は、 から に移転するものです。

から に移転するものです。7件目は、

6件目は、 から に移転するものです。 ' から に移転するものです。 8件目は、 から に移転するものです。9件目は、 から に移転 するものです。10件目は から に移転するものです。 3件目と8件目については無償交換の案件となっており、2件目から8件 目までは、が離農することにより、整理する案件とそれに伴い集 積するものとなっております。1件目、9件目、10件目の案件について は、それぞれの申出により所有権の移転をする案件となっております。 なお、条件面には、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定ることにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題 といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請に ついて」ご説明申しあげます。

1件目の案件よりご説明申しあげます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。

貸主は藤原定雄となっております。借主については、

となっております。土地については、

となっており、

転用面積については、 となっております。転用目的は砂利採取 で、工期は、平成23年6月27日より平成24年6月26日となっておりま す。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地でありますが、3年以内の一時転 用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。 資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

続きまして2件目の案件についてご説明申しあげます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。

貸主は大島正子他3名となっております。借主については、

となっており、転用面

なっております。土地については、 となっております。転用目的は砂利採取で、工期は平成 積は、 23年6月27日より平成24年6月26日となっております。一時転用であ

り採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地でありますが、3年以内の一時転 用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

佐藤 復元後は、段差ができないよう指導をお願いしたい。

事務局 復元状況報告の際、現地立会にて確認をしておりますので、その際、問題があれば業者には指導することとします。

議長他にありませんか。

全員ありません。

議長質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成23年5月31日 署名委員

(2 番)利 木 正 春 ⑩

(3番)鈴木忠和 即